

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金 Q&A

(令和7年6月4日岩手県保健福祉部長寿社会課)

【全体に関すること】

Q 1 補助の対象となる事業所について教えてほしい。

A 1 岩手県内の訪問介護等事業所に限る。

【研修体制の構築の支援】

Q 2 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、別団体等が実施する研修会に参加する際に係る費用も補助対象となるか。

A 2 事業所が主体的に研修を実施する場合及び、外部の研修に参加する場合いずれも補助対象となる。

Q 3 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、研修受講にかかる費用について補助対象は、訪問介護員等に限るのか。

A 3 訪問介護員等ではない事務職員を対象とすることもできるものの、主として訪問介護員等を対象とする。

【経験年数の短い訪問介護員等への同行支援】

Q 4 人材確保体制構築支援事業の「経験年数の短い訪問介護員等への同行支援」について、経験年数が短いとは何年までが対象となるか。

A 4 原則、訪問業務に従事した期間が1年未満の者とする。ただし、個別具体的な事情を勘案し柔軟に対応するものとする。

Q 5 人材確保体制構築支援事業の「経験年数の短い訪問介護員等への同行支援」について、計画を作成することが困難であるがどうすればよいか。

A 5 過年度の実績等を踏まえて作成していただきたい。変更が生じた場合は、変更承認申請書を提出いただきたい。

【登録訪問介護員等の常勤化促進支援】

Q 6 経営改善支援事業の「登録訪問介護員等の常勤化促進支援」について、補助対象となるための勤務に係る条件などはあるか。

A 6 就業規則で定めた1週間の勤務時間以上従事した場合とする。なお、32時間を下回る場合は32時間とする。

【介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援】

Q 7 経営改善支援事業の「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、外部団体等へHP等の作成を依頼する場合や、外部の広報サービスを利用する場合の費用も補助対象となるか。

A 7 いずれも補助対象となる。